

## 使用上の注意事項

- 1 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止、若しくは退去を命ずることがあります。
  - (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
  - (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
  - (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (4) 広島市男女共同参画推進センター（以下「本センター」といいます。）の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
  - (5) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
  - (6) その他管理運営上支障があるとき。
- 2 次の者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることがあります。
  - (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
  - (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
  - (4) その他管理運営上支障があると認められる者
- 3 使用者は、本センターの施設及び附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはいけません。
- 4 使用者は、本センターの施設及び附属設備の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復してください。使用許可を取り消されたときも同様です。
- 5 本センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- 6 本市は、前記1の処分により使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。
- 7 使用者は、前各号に定めるもののほか、次の事項を守ってください。
  - (1) 収容人員を超えて入室させないこと。
  - (2) 火気を使用する場合はあらかじめ関係職員に届け出て、その指示に従うこと。
  - (3) 許可を受けた場合を除き、募金、物品の販売を行わないこと。
  - (4) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (5) ガソリン、プロパンガス、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険な物を持ち込まないこと。
  - (6) 管理運営上の必要から行う関係職員の指示に従うこと。
- 8 使用料の返還について  
既納の使用料は、返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還します。
  - (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができない場合 全額
  - (2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額
  - (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額
- 9 使用の取消し又は使用許可内容の変更を行う必要が生じたときは、「広島市男女共同参画推進センター使用許可書及び使用料領収証書」を持参の上、直ちに所定の手続きを行ってください。